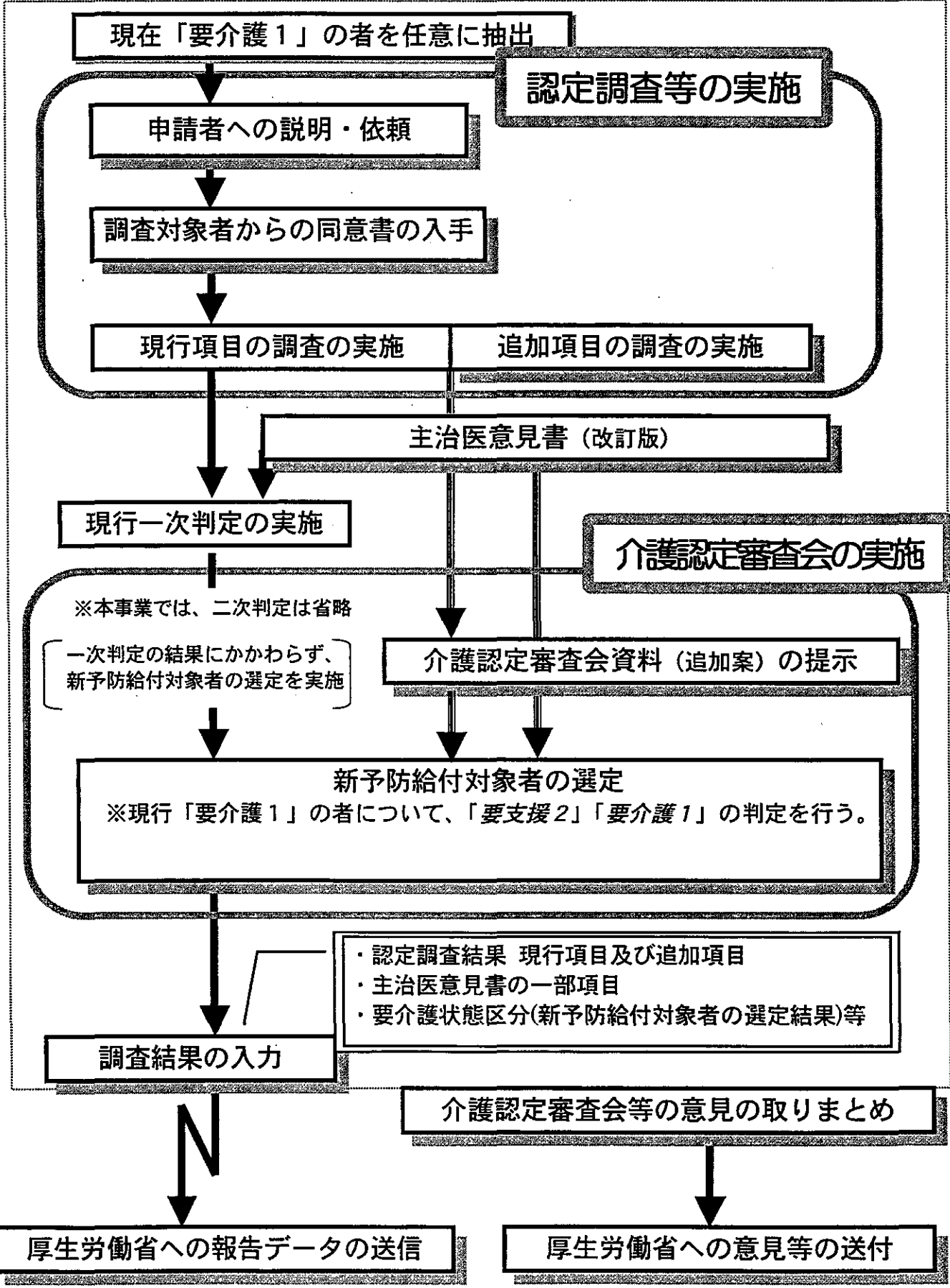


平成17年度要介護認定モデル事業の流れ（案）



「地域支援事業」に関する介護保険事業計画のイメージ(案)

●介護保険事業計画における介護予防の視点

今般の介護保険制度改革を通じて、介護保険制度を予防重視型システムへと転換することが重要であり、介護保険事業計画（とりわけ地域支援事業にかかる計画）の策定にあたっては、次の点に留意が必要である。

1. 老人保健事業と介護予防・地域支え合い事業の課題を踏まえて新たに地域支援事業を創設すること。
2. 地域支援事業においては、高齢者が要支援・要介護状態に陥ることを防止するために、介護予防に資する事業を実施すること。
3. 地域支援事業では、要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（市町村の高齢者人口の概ね5%程度）等を対象とし、その20%について、要支援・要介護状態となることを防止することを目指すこと。
4. 具体的には、平成16年10月12日の全国介護保険担当課長会議でお示しした「介護予防の実施による認定者数の算定（別添1）」により目標数値を設定すること。
5. 介護保険事業計画には、新たに地域支援事業にかかる事業計画を盛り込むこととなるが、本計画を上記の数値目標を達成するための事業計画として捉え、その作成にあたること。

具体的には、介護保険事業計画の策定にあたって、次のような項目について、考慮する必要がある。

1. **介護予防事業対象者の把握等**
 - ・ 介護予防事業対象者の推計
各市町村における虚弱高齢者数を既存の資料等から推計する。
 - ・ 介護予防事業対象者の把握方法
推計した虚弱高齢者数を目標に、介護予防事業対象者を実際に選定する方法について検討する。

2. 目標値の設定

- ・ 地域支援事業における介護予防事業により、「事業参加者のうち20%が要支援・要介護状態となることを防止する」こととしている。
- ・ 目標値の設定にあたっては、上記を踏まえるとともに、介護予防の各サービス、地域支援包括センター、事業全体のそれぞれについて、アウトカム、アウトプット、プロセスの観点から行うこと。

3. 個別サービスの内容及び事業量

- ・ 各市町村における事業対象者の特性及び社会資源等を勘案しながら、実施するサービスの種類及び事業量を設定する。

4. 評価

- ・ 評価の実施体制を整えるとともに、一定期間後に目標値に対する評価を行う。

5. 実施上の留意事項等

生活習慣病対策等との連携等について十分配慮する。

介護予防の実施による認定者数の算定

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護2～5	C_{18}	$C_{19} - \beta_{18}$	$C_{20} - \beta_{19}$	$C_{21} - \beta_{20}$	$C_{22} - \beta_{21}$	$C_{23} - \beta_{22}$	$C_{24} - \beta_{23}$	$C_{25} - \beta_{24}$	$C_{26} - \beta_{25}$
要支援・要介護1	B_{18}	$B_{19} - \alpha_{18} + \beta_{18}$	$B_{20} - \alpha_{19} + \beta_{19}$	$B_{21} - \alpha_{20} + \beta_{20}$	$B_{22} - \alpha_{21} + \beta_{21}$	$B_{23} - \alpha_{22} + \beta_{22}$	$B_{24} - \alpha_{23} + \beta_{23}$	$B_{25} - \alpha_{24} + \beta_{24}$	$B_{26} - \alpha_{25} + \beta_{25}$
地域支援事業 対象者	A_{18} =高齢者人口× 5%	$A_{19} + \alpha_{18}$ =高齢者人口× 5%	$A_{20} + \alpha_{19}$ =高齢者人口× 5%	$A_{21} + \alpha_{20}$ =高齢者人口× 5%	$A_{22} + \alpha_{21}$ =高齢者人口× 5%	$A_{23} + \alpha_{22}$ =高齢者人口× 5%	$A_{24} + \alpha_{23}$ =高齢者人口× 5%	$A_{25} + \alpha_{24}$ =高齢者人口× 5%	$A_{26} + \alpha_{25}$ =高齢者人口× 5%

(注1) 上記における各記号はそれぞれ以下を示す。

- A_o : O 年度における高齢者人口に一定の割合を乗じて導いた地域支援事業の対象者数
- B_o, C_o : O 年度における各要介護等区分の自然体の数字
- a_o : O 年度における高齢者人口のうちの地域支援事業の対象とする者の割合
- α_o : O 年度における地域支援事業の実施により虚弱高齢者に止まった者の数
- β_o : O 年度における新予防給付の実施により要支援又は要介護1に止まった者の数

(注2) 地域支援事業の対象者は、各年度の高齢者人口に原則5%を乗じた数に、 α の数を加えた数とする。

なお、平成18年度及び平成19年度においては、地域支援事業の開始直後であることを踏まえ、高齢者人口に乗ずる割合を5%以下とすることも可能とするが、平成19年度の実施割合は、平成18年度の実施割合(0～5%)に並び、5%の概ね8～9割程度の数値を設定するものとする。

(注3) 新予防給付については、現行の要支援・要介護1に相当する人数を基準としているが、これはあくまで、事業計画を作成するにあたり、要介護者等の将来の数を見込む際の機械的な算出方法を示したものである(実際の新予防給付の対象者は、現行の要支援及び要介護1に相当する者の中から介護予防が適当な者をスクリーニングすることとなる)。

老人保健事業の概要

1. 事業の根拠
2. 事業の目的
3. 対象者

老人保健法に基づく事業（「医療等以外の保健事業」という。いわゆる「老人保健事業」）

- ① 壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見・早期治療 及び
- ② 介護予防を行い、高齢期における自立の促進、援助を図る。

市町村の居住者で40歳以上の者

